

外国人児童・生徒等の日本語指導等に対応した教員配置に対する財政措置を求める意見書

外国人労働者の受入れ拡大が進む中、日本語教育が必要な外国人児童・生徒の数も増加している。本区においても、初期の日本語指導が必要な児童・生徒の数は、令和元年度には190名に上っており、今後も増加することが予想される。

一方、公立学校においては、日本語指導を行う教員等の体制が十分に整っていないなどの課題が指摘されている。また、欧米では外国人労働者のこどもが就学の機会に恵まれない事例があり、それが社会の不安定化につながっているとの指摘もある。我が国においても、外国人児童・生徒が日本語を理解できないまま学校や地域で居場所を失い、犯罪行為に手を染めてしまうなどの事案の多発が懸念される。

このような状況を踏まえ、国は、令和元年6月、日本語教育の推進に関する法律（以下、「法律」という。）を制定するとともに、文部科学省においては、外国人児童・生徒等の教育の充実に関する有識者会議を設置し、外国人のこどもの就学機会の確保等について検討を進めている。

これにより、公立学校における課題の解決が期待されるところであるが、市区町村では予算や人員の制約が大きく、真に日本語教育を推進するためには、外国人児童・生徒等の日本語指導等に対応した教員の配置について、法律に基づき国が必要な財政措置を行うことが必要である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、外国人児童・生徒等に対する日本語教育の推進を図るため、外国人児童・生徒等の日本語指導等に対応した教員の配置について、必要な財政措置を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年3月30日

江東区議会議長 米 沢 和 裕

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣

} あて